

## 災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 災害対策基本法施行令の一部改正

一 港湾管理者又は漁港管理者（以下「港湾管理者等」という。）は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の災害対策基本法（以下「改正災対法」という。）第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとする。

二 改正災対法第七十六条の七第二項の規定による国土交通大臣の港湾管理者に対する指示又は同条第三項の規定による農林水産大臣の漁港管理者に対する指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について港湾管理者等による指定が行われていない場合等に行うものとする。

三 改正災対法で追加される国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。

（本則関係）

## 第二 附則

- 一 この政令は、公布の日から施行するものとする。こと。  
(附則第一項関係)
- 二 原子力災害対策特別措置法施行令について所要の改正を行うものとする。こと。  
(附則第二項関係)